慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	独逸金融上の動員
Sub Title	
Author	ベンヂヰクス, ルードウヰッヒ
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.10 (1915. 10) ,p.1167(91)- 1186(110)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19151001-0091

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

廣告主へ御注文の節は三田學會雜誌廣告に依る旨御附記ねがひ

□最新刊□

第二帝國主盟茅原華山先生著

□三五版新型函入美本
□定價五拾五錢 郵稅六錢

☆本書はその燃ゆるが如き感懷を披瀝せるもの、全面これ悉く無韻の詩なり。本書の中には人間相互の愛を説くヒューマニティーの叫びがあり。驚くべき魅力に滿てる自然研究の斷片あり。あるものはハイアシンス色の衣裳を纏へる異教徒の女神の歌よりも美はしく、あるものは雷電を生むワァルカンの巨大なる鐵槌の響きよりも力強し。本書は實に、華山先生の詩的精神の發揚にして又寶玉の如く貴きライフの表現ならずんば非ず

芳烈鐵を溶かす火の如き情緒
絢爛眼を眩する花の如き詞藻
是れ華山先生の文章に非ずや
本書は先生唯一の文集

發兌 東京南紺屋町 實業之日本社出版部 (振替東京三六三二番)

雜錄

獨逸金融上の動員

ルードウ井ッヒ、ベンヂ井クス

獨逸の戰時金融計畫に就ては、從來斷片的に記述せられたるもの少なからずと雖も、其計畫の全部に亘れるもの甚だ乏しきの嘆を免かれざりき。本年八月發行「クオータリー、ジョーナル、オヴ、エコミノックス」所載「ルードウヰッヒ、ベンヂキクス」氏の論文は能く此缺を補ふものと云ふ可し。即ち其概要を譯述し、獨逸が最近數年間戰時金融の處理を全うする爲めに、如何なる用意を施したるか、開戰後平生の用意を實現して戰時の急に應じつゝあるやを明にするの資料とす。但し本論は獨逸の爲めに、其金融政策に就て、外國に行はるゝ非難を辯駁するの意に出でたるものにして、殊に第六項外國爲替に關する議論の如き、曲論の嫌なしとする能はず。唯大體に於て、獨逸戰時金融政策の全豹を論述せるの故を以て、之を紹介するものなるのみ。(堀江歸一)

一 緒 論

獨逸が開戰の際、實施したる金融政策の序論として、最近十年間に於ける獨逸銀行政策發達の狀況を觀察するは、現狀を理解する爲めに最も必要なりとす。蓋し獨逸に於ては十九世紀の後半以來商工業に急速の發達を告げたるの結果、信用の源泉に壓迫を加へ、政治上の危機に接するや、信用組織の攪亂せらるゝを免かれざりき。而して千九百五年摩洛哥事件に關して、佛獨兩國の間に紛議の發生するや、其影響は獨逸政府をして貨幣並に信用制度に壓迫を加ふることに依て生ずる危險の大なるを感ぜしめ、財政上の

動員計畫を全うするの必要は現實の問題と爲れり。當時獨逸帝國銀行の理事者は金融市場に及ぼす政治的事變の影響容易ならざるを認め、又獨逸の通貨制度が在來の如き不完全なる基礎に居る以上は到底事變に臨んで安んずる能はざるを知り、之に對する改善法を攻究して、責任ある官僚を動かしたるのみならず、是等以外の社會に於ても亦此問題に着目して、財政上の動員に關する議論を公にしたるものあり。

千九百六年以來獨逸の銀行立法に幾多の改正は行はれ、又帝國銀行の營業方針に變更を生じたるもの、要するに是等議論の結果に外ならず。其第一着手として實現せられたるは、千九百六年二月二十日の法律に據り、帝國銀行に額面五十並に二十馬克の銀行紙幣を發行するの特權を賦與したる一事なり。即ち從來帝國銀行は千八百七十五年三月の銀行法に據り、百馬克を最低額面とする紙幣を發行するに止まれるものなるに、今上記の如き小額面紙幣の發行を許容せられたるは、其發行に依て現に市場に流通しつゝある金貨に代らしめ、又金貨に對する需要の一部を抑制せしめ、依て以て帝國銀行に金貨を回收せしめんとするの目的に出でたるものに外ならず。更に千九百六年六月帝國政府紙幣に關する法律改正せられ、從來二十並に五十馬克を額面としたる同紙幣は十馬克を以て、其最低額面とするとゝ爲れり。（此紙幣は獨逸帝國の發行する唯一の紙幣にして、千八百七十四年四月三十日の法律に據り、當時其發行高を一億二千萬馬克としたり。然るに千八百七十一年以來一億二千萬馬克を定額としたる帝國戰爭基金を增加する爲め、政府は千九百十三年七月三日の法律を以て、帝國政府紙幣の發行高に一億二千萬馬克の增額を施し、千九百十四年七月末に於ては、右の內八千五百萬馬克は既に流通し、戰爭基金亦增加したり。隨て開戰當初に於て、戰爭基金に屬したる二億五百萬馬克の金貨は帝國銀行に交付せられたり。而して千九百十五年三月二十二日の法律を以て更に額面十馬克の政府紙幣一億二千萬馬克發行の件規定せられたり。但し此紙幣は全部貸付金庫證券又は通貨を以て、準備金に充て後日之を回收し、同額面の帝國銀行紙幣をして之に代らしむるの規定なり。）

千九百八年帝國銀行法改正の時機に近づくや、獨逸貨幣制度を鞏固ならしむるの政策を實行するに就て、如何なる方法を採用す可きやは委員會の議に上り、六箇の問題に就て委員の議を開はしたるが、議論の中心點は如何にして帝國銀行將來の地位を鞏固ならしむ可きやの一事に歸着し、委員會の報告は千九百九年六月一日の法律と爲り、其第三條を以て、帝國銀行紙幣に法貨の資格を與へたり。斯くて公衆は帝國銀行紙幣を目するに金貨と同一とするの習慣に服するに至れり。之と同時に獨逸の銀行政策が私

人の設立に係る株式銀行に及べることに注意せざる可からず。思ふに政府は獨逸信用制度の改良を期圖するは、株式銀行をして其信用を他に許容するに就て、從來よりも大なる制限に服せしむるの必要ありとし、又同時に從來是等銀行の努力に依て、經濟上の發展を遂げたるの事情に顧み、破壞的立法を施すを不利なりとし、結局他の方法に依て銀行を利導するの方針を決し、二箇の政策を行ふに至れり。即ち其一として銀行をして二箇月毎に貸借對照表を發表せしめ、銀行の營業に對する公衆の批評を嚴峻ならしめんとし、他の一として帝國銀行をして諸銀行に對して其帝國銀行に有する振替勘定の殘高を增加することを要求せしめ、依て以て帝國銀行の營業資金と一般銀行の支拂準備金とを增加するの目的を達せんとしたり。

是等の政策は自ら獨逸の信用制度を改良し、外國殊に佛蘭西より融通を受けたる短期の資金

の償還せらるゝと共に、現金と短期債務との比率も亦著しく增進したり。蓋し千九百十二年以後獨逸に於ける事業界の沈衰は銀行の手元現金を增加するに就て便利を與へたるが如し。斯る金融又は信用狀態改善の外に、獨逸は適當なる增稅計畫に依て、其財力を堅實ならしめんとしたり。即ち千九百十三年六月三日公布せられたる有名なる稅法に於ては、先づ國防賦課金の制度を定め、三箇年の年賦を以て、約十二億馬克の收入を期し、千九百十四年の央には既に其三億馬克を實收したり。

二　四箇の戰時金融計畫

千九百十四年八月の始に於ては、獨逸の金融市場は比較的良好の狀態に居れり。然も政府は財政上の動員を完成する爲め、豫め開戰當初に制定す可き幾多の法案を編成し、八月四日是等諸案を一括して、帝國議會に提出し、之を即決せしめたり。千八百七十三年七月九日の貨幣法に於て、獨逸は金貨本位制を採用し、補助銀貨の法貨たる資格を二十馬克に他の補助貨幣の法貨たる資格を一馬克とし、且つ國庫をして是等貨幣を隨時金貨に引換ふるの義務を負はしめたるが、戰時金貨の流出を防遏するが爲めには、是等規定の維持せられざるは、一般の認むる所なりき。

今、政府の期圖したる計畫は下記の諸法律に依て、逐次實行せられたり。

(a)　法律第四四四八號、帝國政府紙幣並に銀行紙幣に關する法律の改正

帝國政府紙幣は從來强制的に授受せられざりしが、今回法貨と爲り、帝國銀行紙幣亦帝國銀行が金貨を以て、之を兌換するの義務を免除せられたるに拘はらず、法貨の資格を保持し、國庫は帝國政府紙幣兌換の義務を免除せられ、又私立發行銀行をして金準備減少の打擊を免かれ、戰時の營業を安全ならしむる爲め、帝國銀行紙幣を以て、各自發行の紙幣を兌換せしむることゝしたり。

(b)　法律第四四三四號、貨幣法の改正

前記の如く、千八百七十三年の貨幣法は補助銀貨其他の補助貨幣の所有者をして、國庫に就て、要求次第金貨に引換ふるの自由を認めたるが、戰時國庫は此義務を免かれ、引換請求者に對しては、帝國銀行紙幣又は帝國政府紙幣を交付すれば、足れるに至れり。

(c)　法律第四四三五號、銀行法の改正

帝國銀行は其中央發行銀行たる歷史的職務に基き、常に戰時に於て國家の爲めに力を致す可き機關を以て目せられたり、此重大なる任務を果すには、帝國銀行を非常事變に應ず可き地位に置くの必要を生じたるは論を俟たず、千八百七十五年三月の銀行法第十七條は帝國銀行は其發行する紙幣の準備金として、三分の一の現金を、三分の二の二名以上記名、短期爲替手形を有す可きことを、規定したるが、戰時帝國銀行の帝國に對する資金融通を自由ならしむる爲め、此規定は直に改正せられ、帝國銀行は帝國政府發行の期限三箇月以內の手形を割引し、二箇記名手形に加ふるに、斯る帝國の短期債券並に政府手形をも銀行法第十七條の規定に該當する準備に充つるを得ることゝし、尙ほ此法律を以て、帝國銀行の發行する制限外紙幣に對する課稅の規定を廢止したり。蓋し戰時帝國銀行が帝國の利害を慮りて、紙幣を發行する場合に、其發行を制限す可き課稅を施すの理由存せざるを以てなり。

(d)　法律第四四四六號、貸付金庫に關する法律

以上の諸法律は何れも通貨並に發行銀行に關する現行法律を改正したるものなるが、斯る平和時代に制定せられたる法律と關係せずして、財政上の動員を全うする爲めに行はれたる他の

諸計畫の存するものあり。

帝國銀行並に株式銀行を救濟する爲め、政府は擔保證券に對して信用を擴張する機關を、設立するの必要を認め、此目的を達する爲め、全國を通じて、貸付金庫の設立を見たり。蓋し此設備は必ずしも創始事業とす可からず、現に普魯西に於ては、千八百四十八年、千八百六十六年並に千八百七十年の戰爭並に恐慌に於て、實驗せられて、相當の成績を擧げたり。今政府は是等時代に於ける事實に顧み、戰時の信用並に通貨制度を完成する爲めに、既往の政策を踏襲し、唯時代の推移に從つて、適當なる改正を加へたるものなり。固より政府の重要視したるは財政上に於ける政府の要求に應せしむる爲め、帝國銀行の地位を鞏固ならしむるの一事に存し、而して此目的に副はしむる爲めに、帝國銀行以外の機關に於て、信用に對する需要を充すの機會を供へんとしたるものなり。彼の株式銀行の如き、戰時に於て得意先の需要に應ずるに努力する所ある可しと雖も、事變に際し、信用の急切なる需要を充すことのみを目的として、別種の機關を設立するの必要を認められ、斯くて帝國銀行の全國に散在する支店と協力して、其支店所在地並に必要を存する他の地方に貸付金庫を設立するに至れるものなり。

貸付金庫は資本金を有せず、貸付金庫證券を發行して、業務を行はんとし、千九百十四年八月四日の法律に於ては、證券の最高發行高を十五億馬克とし、同年十一月十一日の法律を以て之を三十億馬克に擴張したり。然も實際の發行高は嘗て當初の制限額十五億馬克に達したることなく、千九百十四年十二月三十一日の發行高は十三億一千七百萬馬克に上れるが、千九百十五年三月十五日に於ては却て七億六千萬馬克に減少したり。貸付金庫證券は法貨に非ずと雖も、帝國銀行は之を法定の現金準備に加ふるを得べく、隨て同銀行の金貨準備が千八百七十五年の銀行法第十七條に規定せられたる紙幣發行高に對する準備として不足なる場合には、此貸付金庫證券は帝國銀行の發行力を擴張するの用に供せらるゝものなり。

貸付金庫の業務を擧ぐるに、金庫證券に對して、帝國銀行より紙幣を受取り、帝國銀行は貸付金庫證券を準備として、其三倍に相當する紙幣を發行するを得。金庫證券は始め五、一〇、二〇、並に五〇を以て額面としたるが、後に一並に二馬克を額面とする證券を發行することゝ爲り、是等小額面の證券多く流通して、大額面の證券は帝國銀行に保有せらるゝに至れり。千九百十五年三月十五日の週報に據るに、帝國銀行の所有する金庫證券は一億七千六百萬馬克を算するを以て、其發行總額七億六十萬馬克の内五億八千四百萬馬克は實際に流通しつゝあれることを知る可し。

三　帝國銀行

曩に論述したる如く、帝國銀行は多年來國際的事變の到來を豫想し、戰爭の破裂に就て、豫め準備するものありき。以下開戰前後に於ける金融上の經過を叙述す可し。

千九百十四年七月下旬公衆は國際間の危機に驚き、帝國銀行に就て、紙幣を金貨に引換へんとする者少なからざりき。帝國銀行は始め斯る要求に應じ來りたるが、其後方針を改め、單に補助貨幣の拂出を行ふに止め、七月三十一日以後は全然銀行紙幣の兌換を中止したり。思ふに此事たる、當時政府の承認を經て行はれたるものにして、八月四日帝國銀行が非常財政計畫を協贊したると共に、法律上の認許を得たる次第なり。而して帝國銀行は兌換停止の爲めに、公衆を驚倒せしむるの弊を避くる爲めに、新聞紙を利用して、人民を慰撫し、又同時に得意先に對する手形の割引を寬大にして、彼等の債務支

拂を容易ならしめんとしたり。現に七月二十三日より同三十一日に至る間に於て、帝國銀行の手形割引高に十三億三千萬馬克の增加を告げたるが如き、帝國銀行が資金融通に力を致したるの證左とす可し。而して帝國銀行の資金融通は手形の割引に止まらず、擔保に充つる品目を改正し、貸出を自由にするの點に於て行はれたり即ち平和時代に帝國銀行が擔保物とするは帝國並に聯邦州の公債、地方自治體の債券、土地抵當債券等に限られたるが、今回之を擴張して、總て獨逸株式取引所に於て公定相場を付せらるゝ內國の有價證券を加へ、一方に帝國銀行は上記貸付金庫の開設に就て準備し、同金庫をして有價證券並に腐敗せざる商品を擔保抵當とする資金の融通に當らしむることゝしたり。

斯る施設が戰時の金融市場に如何なる効果を發揮したるやは帝國銀行の營業報告に徵して之を知るを得べし。其一班は附錄第二に揭ぐる

千九百十四年七月十五日より千九百十五年三月十五日に至る期間の數字に明なるが如く、千九百十四年八月第一週に於て「商業手形並に大藏省證券」の項目は前週に比して、十六億五千六百萬馬克を增加したり。此增額の內約七億五千萬馬克は軍事費支拂に伴ふ政府の要求に基けることは他の材料に據て之を知るを得べし。而して商業社會並に金融市場に於ては、今後資金融通の便宜の急劇に杜絕することを恐れて、自ら帝國銀行に於ける殘高の增加を欲したれども、然も當業者は目前に現金を要するに非ず、隨て割引手形の代金は專ら銀行に殘存して、其預金を增加せしめたり。且つ一方に戰爭基金の繰入は帝國銀行の金貨準備を增加し、帝國銀行は三分の一を法定率とする現金準備金（金貨、金地金、帝國政府紙幣、貸付金庫證券）の最低率を維持しながら、紙幣發行に依て、大なる資金の需要に應ずるを得たり。單に金貨の準備のみに就て見るときは、開戰當初其紙幣發行高に對する比率は三割七分九厘に當り、其後八月二十二日に於て三割六分七厘に下降したれども、爾來徐々增加し、千九百十五年三月十五日に於ては四割六分九厘に增加したり。斯る好結果を收めたるは畢竟帝國銀行が從來市場に流通せる金貨を回收し小額面銀行紙幣をして之に代らしむるを得たるが故なり。本來此政策は千九百六年以來帝國銀行に依て、實行せられ、最近數年間同銀行が金貨を增殖する重要なる手段と爲れるものにして、試に其增加の狀況を年次に依て區別あれば左の如し。

一九一一年七月二十三日		九一七·二
一九一二年	同　上	九七九·〇
一九一三年	同　上	一、一五六·七
一九一四年	同　上	一、三五六·八

單位は百萬馬克なり

開戰に先だつ數日前、帝國銀行の金貨在高は十二億五千三百二十萬馬克に減少したるが、八月上旬以來徐々增加し、千九百十五年三月十五日に於ては二十三億馬克の巨額に上れり。帝國銀行が獨逸貨幣制度の基礎を撼搖せずして、其紙幣發行高を膨脹せしむるを得たるは、一に斯る金貨準備の增加に基くものと解す可きなり。

帝國銀行が八月一日以來金貨を以て紙幣を兌換することを拒絕したる一事は其金貨準備を維持するに就て、與力あれること論を俟たずと雖も、更に進んで金貨準備の增加を期するに就ては、公衆の助力に依賴するもの少なからざりしことを認めざる可からず。蓋し當時個人の所藏する金貨又は市場に流通する金貨にして帝國銀行に回收せらるゝに非ざれば、金貨準備增加の手段として求む可きものなかりしは明白の事實にして、先づ新聞紙を介して、公衆に銀行紙幣引換の方法を敎へ、次ひで帝國銀行に金貨を齎し、之に對して紙幣を收受するの國民的義務なることを皷吹し、敎會、學校亦此運動に參加し、相俟つて金貨を輸入せずして、開戰以來帝國銀

行に十億馬克以上の金貨を吸收せしめたり。思ふに此巨額なる金貨準備は平和恢復後貨幣制度を正常なる狀態に復せしむるに就て資する所大なるのみならず、戰時非常の際に於て、國民が金貨を犧牲に供して、紙幣を收受するを辭せざりしは、銀行金融の歷史に於て、顯著なる事實とせざる可からず。要するに此事實を心理上より說明すれば、帝國銀行創立以來同銀行に屬せられたる大なる信用を以て、重なる理由とするを至當とす可し。

金貨が流通上より回收せらるゝに隨ひ、小額面の銀行紙幣（千九百六年の法律に據り發行せらるゝもの）は流通上重要なる地位を占め、千九百十四年六月三十日小額面紙幣の流通高は六億五千百七十萬馬克なりしが、同年七月三十日には既に八億一千二百六十萬馬克に增加し、更に千九百十五年三月十五日には銀行紙幣全體の發行高四十九億三千七百萬馬克の內、小額面紙幣は二十一億六千百萬馬克に上り、全體の四割四分に當れり。

帝國銀行營業報告に於ける「商業手形並に大藏省證券」の一項は即ち同銀行が帝國金融上の要求に應じつゝある效果の如何を示すものなり。蓋し商工業者は開戰に先だつ數日間に於て、帝國銀行より充分なる資金の融通を受け、其必要とするよりも、寧ろ多額の融通を受けたりと雖も、爾來第一回の軍事公債發行せらるゝまで、戰時財政の維持に要する資金を供給するは、一に帝國銀行の任務に屬し、斯くて「商業手形並に大藏省證券」に依て表示せらるゝ金額は漸次增加し、九月三十日に於て其最高額四十七億五千五百八十萬馬克に達し、一方に政府の報告に據れば、此金額中二十三億馬克は當時に於て、大藏省證券の所有高なりしと云ふ。而して十月五日軍事公債の第一回拂込行はるゝや、國庫は二十四億二千萬馬克の收入を收め、之を以て帝

國銀行の割引したる大藏省證券を償還したり。九月三十日の帝國銀行報告に於て四十七億五千六百萬馬克に上れる「商業手形並に大藏省證券」の金額が十月七日の報告に於て、二十六億四千三百萬馬克に下れるは、要するに政府が少なくとも二十億馬克の證券償還を行ひたるの結果とす可し。其後十一月七日に於て依然「商業手形並に大藏省證券」の金額は二十六億四千萬克に居れるが、千九百十五年三月十五日に至りて、四十四億三千七百萬馬克に增加したるは、要するに政府財政上の要求急なるの結果にして、是等の事實に徵するも、帝國銀行が獨逸金融上の動員の中樞點たりしことを知るに難からず。

四　貸付金庫（帝國貸付銀行）

貸付金庫は今日に至るまで、各種の方面に於て、其任務を果し、或は帝國銀行を援助し、或は商業社會に對し、平時に於て資金融通の便を得るに難き擔保物を利用して、貸付金を收むるの機會を與へたり。貸付金庫が貸付を爲すや、曩に說明したる如く自動的に帝國銀行紙幣の增發を促すと雖も、一方に貸付金庫亦紙幣價格の低落を防がんとして、擔保品の實價確實なるもの丶みに向つて、貸出を行ふこと丶爲る可し。然も貸付金庫の受理する擔保品の範圍は甚だ廣汎にして、株式債券物產を始め、腐敗せざる總ての貨物に亘り、唯貨物が市場に於て賣買せられ且つ繼續的價格を有することを制限とするのみ。又其擔保價格は五割を限度とし、特殊の場合に於て、七割五分に上ることあり。債務者は自家の全財產を以て、貸付金庫の債務償還に當る可く、此制限ありて、一方に債務者が信用ある當業者に限らるゝは、自ら金庫證券の實價を確實ならしむるの所以たる可し。斯く始め貸付金庫の業務に就て、愼重なる方針の持せられたる爲め、業務の規模は當局者の豫想したるが如く大なるに至らず、現に八月五日より九月二十三日

に至る間には證券の貸出高は二億三千六百六十萬馬克に止まれり。其後次第に增加して、九月二十三日より十月七日に至る間に於て八億五千十萬馬克と爲れり。而して十月七日に於ては證券の發行高十一億千五百七十萬馬克の內、七億一千四十萬馬克は第一回軍事公債の應募者に貸出され、同月末に於て、他の有價證券商品に對する貸出は三億三千二百六十萬馬克に上り、千九百十五年三月十五日公債應募に對して、融通せられたる資金の大部分償還を了したるの結果、貸出金の現在高亦五億八千三百萬馬克に減少したり。是等の數字は敢て貸付金庫の効果の否定するの資料たるものに非ず、現に其効果の大なるは、第二回軍事公債の募集に際して著なるに至れり。即ち同公債の應募は九億馬克の多きに上れるが、應募者の或る者が貸付金庫に依頼して、拂込に要する資金を得んとしたるは、著明の事實にして、本年四月十四日新軍事公債第一回拂込行はるるや、應募條件に據る拂込必要額は三億四千萬馬克なるに、實際の拂込は約六億馬克を數へ、一方に貸付金庫の貸出高は四月七日と同十四日とを比較するに、三億四千四百六十萬馬克より十五億七千三百萬馬克に上り、其內五億二千百萬馬克は新軍事公債割當證書を擔保として貸出されたる次第なり。是等の事實より考ふるときは、市中の株式銀行は市場より資金を回收せずして、危機に應ずるを得たることを知る得べし。

五　戰時信用銀行

貸付金庫が貸出に就て、愼重なる方針を持するの結果として、政府は別に戰時信用の便宜を圓滑ならしむる爲めに、他の機關を必要としたり。即ち戰爭の爲めに商工業界の攪亂せらるるや、銀行に充分なる信用を有せず、又擔保に供す可き證券を藏せざる商工業者は金融上最も困難なる地位に陷り、自家の有する債權は之を回收するに難く、新規の註文杜絶し、定規の收入亦斷絶して、一方に自家の債務を督促され、賃銀支拂の必要目前に迫り、事業の繼續に資金を要せんか、破產の外に出づるの道を存せず。然も斯る困難は帝國銀行、貸付金庫若しくは私立銀行の營業に依て、之を除却せんとするも、或は擔保品の不充分なる爲めに、或は爲替手形に對する裏書の不充分なる爲めに遺憾なしとせず。茲に於てか、全國を通じて戰時信用銀行なるもの設立せられ、自己の資本金を以て營業し、各設立地の地方自治體並に商業團體は其債務を保證し、損失を賠償することと爲れり。而して戰時信用銀行の營業者は地方の事情に精通し、其業務を行ふに愼重なる注意を以てするが故に、帝國銀行は是等銀行の有する手形に對し、其資本金の三倍乃至五倍を限度として、再割引するの方針を取れり。

戰時信用銀行の他の形式は產業組合の基礎に據り、獨逸中產社會を助力するの目的を以て設立せられ、小なる地方自治體特に其設立を企て、戰爭の爲めに生じたる負擔に當る能はざる者を戰時に於て救助することゝなれり。

故に戰時に於ける信用の便宜に就て、獨逸に特設せられたる全體の組織を約言せんか、銀行法の改正に依て、帝國銀行を大規模の戰時信用銀行に改造し、帝國銀行に對して紙幣を金貨に兌換する義務を免除したることに依て、政府並に商工業社會をして、其必要とする信用の便宜を收めしめ、斯くて金融市場が一時の打擊を脫し、又私立銀行が商工業に舊來と異ならざる信用を與ふるの保證を示すまで、第一回軍事公債發行の時機を猶豫して以て其成効を確保したるものと云ふ可し。

獨逸の信用制度は貸付金庫の設立に依て、總ての要求に應ずるに至り、又帝國銀行をして流動性を有せざる擔保物に資金を放下するの弊な

からしめたり。帝國銀行は貸付金庫證券を銀行法第十七條の規定する現金準備に計算するを得ることゝ爲れるが故に、貸付金庫が貸出を行ふや、自ら帝國銀行の機能を大ならしむるの結果を齎したり。蓋し帝國銀行は其金貨準備のみを以てして、法律に定めたる紙幣發行高に對する準備金とするに充分なりしものなるに、如上の改正に依て、貸付金庫證券新に現金準備に加へられて、戰時帝國銀行の紙幣の膨脹する際に、第二の準備金を供ふるを得たるの道理なり。而して戰爭の打擊に依て、死地に陷れる基礎の薄弱なる商工業者が新設戰時信用銀行に補助を受けたるは、金融上の動員の一端として、特に注意せられたる所なり。獨逸が諸交戰國を通じて獨り支拂猶豫法を制定せず、然も能く商工業の停廢を免かれ、其商工業上に於ける權勢に大なる傷害を蒙らざるを得たるは、畢竟周到なる用意の下に成れる組織に歸す可きなり。

六　外國爲替

獨逸が如上臨時事變に伴う施設に就て、著々成效を博しつゝあるに拘はらず、外國に於て之を稱讃する者少なきは、外國爲替相場の動搖を過重視して、判斷の資料とするが爲めなり。蓋し一國金融上の狀況は普通外國爲替相場に依て判斷せられ、而して開戰以來獨逸爲替相場に不利なる狀態は獨逸金融上の形勢の弱點を示すものと認められたれども、諸外國に於て、獨逸爲替相場の低落したるに就ては、理由の存するものあり。獨逸が商工業に活潑なる他の諸國と同じく、國際貸借上債務を負ひたるは著明の事實にして、一方に最近數年間の輸出入貿易は左の如き消長を示したり。（單位百萬馬克）

	輸入	輸出	輸入超過
一九一三年	一〇、七七〇	一〇、〇九七	六七三
一九一二	一〇、六九二	八、九五七	一、七三五
一九一一	九、七〇六	八、一〇六	一、六〇〇
一九一〇	八、九三四	七、四七五	一、四五九
一九〇九	八、五二七	六、五九四	一、九三三

千九百十三年輸出貿易の著じく增進したるに拘はらず、輸入の輸出に超過すること尙ほ六億七千三百萬馬克に及べり、然も外國に於て獨逸の爲替相場が比較的有利なるは、即ち無形の貿易差額たる外國放資の收入、海運業の運賃等の回收せられたるが爲めなり。戰爭の破裂と共に獨逸が是等の收入を失ひ、其輸出は減少し、一方に戰爭繼續に要する原料品粗製品の供給に就て外國に依賴するもの大なるに至れりとすれば、外國に負ふ債務の增加したるや論を俟たず。而して政治上の理由に據り、政府は金貨を外國に輸出するを許さず、隨て外國爲替相場は獨逸市場に於て、强固を爲れるは當然とす可し。然も是等の事實あるに拘はらず、尙ほ貿易差額のみを以て、爲替相場の騰貴を惹起したる單獨の原因とする能はず、一般の感情が此點に關係するもの少なからざることを認めざる可からず。蓋し中立諸國殊に今日國際金融市場に於て重要なる地位を占むる合衆國に於て戰爭の終局が聯合諸國に有利なる可しとするの信念の行はるゝは明白の事實にして、此信念は自ら爲替相場の變動を支配しつゝあるものとす可し。是れ爲替相場みを以て、一國の信用を測定す可からずと云ふ所以なり。若しも合衆國の銀行業者にして獨逸の勝利に望を繫がんか獨逸の爲替相場の低きに乘じて、馬克貨を購入す可く、斯くて相場の恢復を見る可きの道理なり。假に外國に於ける獨逸金融狀態に對する批判を以て、人心の感情に基き、時日の經過に依て、更正せらるゝものとすれば、上記金融政策の如きは、明に獨逸の希望しつゝある效果を實現するの資料と爲り、獨逸をして容易に今日の時局に處せしむるを得べし。

平和時代に於ける帝國銀行の組織が既往多年間に亘りて、一の模範たりしが如く、戰爭を豫想し、又開戰と共に、行はれたる金融上の諸計

畫は今日現に歐洲諸國を襲ひつゝある危機の再發するに臨んで、他の諸國に對して、據る可き標準を示したるものと云ふ可し。

附錄、（二）　股份銀行の統計。貯金庫證券の發行高

（單位百萬馬克）

年月日	帝國銀行金庫在高	流通高	合計
一九一四年八月九日	約六〇	一〇	約七〇
八 一五	一一七九	一一三	一一二〇
八 二二	一一九九	一三一	一三三〇
八 三一	一一七三	一七〇	一二四三
九 七	一一五〇	一九五	一二四五
九 一五	一一四七	一〇八	一二五五
九 二三	一一四三	一一三	一二六六
九 三〇	一一三四	一一四	一二七八
一〇 七	一一九四七	一一六七	一二一六
一〇 一五	一一八二九	一一八六	一二一〇五
一〇 二三	一一七三七	一二一〇	一二九四七
一〇 三一	一一八六五	一二四五	一二一一〇
一一 七	一一八五九	一二六二	一二一二一
一一 一四	一一七五八	一二七九	一二一〇三七

年月日	帝國銀行營業報告			
自一九一一年三月十五日至一九一二年三月十五日	五九四	三〇〇	八九四
	七三九	三三四	一、〇六三
	六八七	三四五	一、〇三二
	六二二	三六八	九九〇
	四〇〇	四〇〇	一、一四九
	四四六	四四六	一、三一七
	四四五六	四五六	九九七
	四六二	四六二	八六七
	四六八	四六八	七八四
	四八六	四八六	七四五
	五〇五	五〇五	七〇〇
	五一五	五一五	六六五
	五二九	五二九	七〇九
	五五〇	五五〇	七五九
	五七一	五七七	七六六
	五七七	五八四	七六〇

年月日	資產				負債	
	正貨并に地金		帝國政府紙幣并に帝國銀行金庫證券		大藏省證券并に商業手形	貸付	有價證券
	合計	金	合計	貸付金庫證券			
一九一四年七月一五日	一、六六九	一、三四四	五九		八〇八	五九	三四七
七 二三	一、六九二	一、三五七	六五		七五一	五〇	三三一
七 三一	一、五八八	一、三五三	三三		二、〇八一	二〇三	三九六
八 七	一、五九六	一、四七八	九七	約六〇	三、七三七	二三六	一九四
八 一五	一、五九〇	一、五〇九	一二七	九七	四、四二六	一八一	二〇一
八 二二	一、五九六	一、五三〇	一一九	一〇〇	四、六二六	一六三	二〇九
八 三一	一、六〇七	一、五五六	一八三	一一七三	四、七五〇	一〇五	一六三
九 七	一、六二〇	一、五八〇	一六〇	一一五〇	四、六八〇	一〇九	一一七
九 一五	一、六五三	一、六二一	一五六	一四七	四、六六〇	一一九	九〇
九 二三	一、七〇四	一、六七六	一四九	一四三	四、七一二	一二五	八〇
九 三〇	一、七三七	一、七一六	三三六	三三四	四、七五六	一三一	一〇六
一〇 七	一、七八九	一、七七一	九四九	九四五	三、三〇〇	四三	九八
一〇 一五	一、八二五	一、八〇二	八三三	八二九	二、九七五	三三	七四
一〇 二三	一、八五八	一、八二八	七四二	七三七	二、九二九	二七	八二
一〇 三一	一、八九〇	一、八五八	八七〇	八六六	二、七七三	三六	三八
一一 七	一、九二二	一、八八五	八五九	八五五	二、六四三	三三	三五
一一 一四	一、九五六	一、九一六	七五八	七五四	二、七七〇	三一	三三
一一 二三	一、九九四	一、九四九	六〇〇	五九五	二、八八七	三五	三〇

一九一五年	貸			借		金紙貨幣と流通比率	貸借總額と金比率
	流通帝國銀行紙幣高	合計	爲替額面の五十倍に二十倍を加へたる紙幣流通高	預金			
七月一一日	一、九九五	五八一		八九五		六・七四	四・六五
一一	二、〇三六	五八一	一、二九九	七四三	七三九	三、九三一	三六	二八
一二	二、〇六一	五八一	一、二〇一九	六九一	六八七	三、〇三六	四五	二六
一三	二、〇九七	五八一	一、二〇五二	六二八	六二二	三、〇七一	四六	二九五
一四	二、一一七	五八一	一、二〇七五	七五四	七四九	三、六五六	四七	三六
一五	二、一三〇	五八一	一、二九三	八七五	八七一	三、九三七	五三	三四
一七	二、一五三	五八一	一、二一一二	五四七	五四一	三、八〇二	四六	三一
一八	二、一七七	五八一	一、二三〇	四一四	四〇六	三、七七〇	四三九	二九
一九	二、二三	五八一	一、二四五	三二四	三一六	三、七二〇	四四一	二六
二〇	二、二四	五八一	一、二六五	二五九	二五一	三、七八四	四四二	二六
二一	二、二四一	五八一	一、二九五	一九四	一九〇	三、八六〇	四四二	二六
二二	二、二七六	五八一	一、三二九	一四七	一四一	三、八六二	四四一	二六五
二三	二、三〇三	五八一	一、三五四	一八九	一八〇	四、〇二七	四三七	二六
二七	二、三一四	五八一	一、三七一	二二六	二〇九	四、〇九五	四三	二八
二六	二、三三五	五八一	一、三九四	二〇四	一九六	四、一三六	四三七	二七
二五	二、三五八	五八一	一、四一六	一八六	一七七	四、一三七	四三七	二七

一九一五年	貸			借		金紙貨幣と流通比率	貸借總額と金比率
	流通帝國銀行紙幣高	合計	爲替額面の五十倍に二十倍を加へたる紙幣流通高	預金			
七月一一日	二、三五八	五八一	一、四一六	一七七	一七一	四、一三七	四三七	二七
一二	二、三七七	五八一	一、四三五	一九四	一八六	四、一三七	四三七	二七
一三	二、三九六	五八一	一、四五四	二一二	二〇四	四、一三七	四三七	二七
一四	二、四一五	五八一	一、四七三	二三一	二二三	四、一三七	四三七	二七
一五	二、四三四	五八一	一、四九二	二五〇	二四二	四、一三七	四三七	二七
一六	二、四五三	五八一	一、五一一	二六九	二六一	四、一三七	四三七	二七
一七	二、四七二	五八一	一、五三〇	二八八	二八〇	四、一三七	四三七	二七
一八	二、四九一	五八一	一、五四九	三〇七	二九九	四、一三七	四三七	二七
一九	二、五一〇	五八一	一、五六八	三二六	三一八	四、一三七	四三七	二七
二〇	二、五二九	五八一	一、五八七	三四五	三三七	四、一三七	四三七	二七
二一	二、五四八	五八一	一、六〇六	三六四	三五六	四、一三七	四三七	二七
二二	二、五六七	五八一	一、六二五	三八三	三七五	四、一三七	四三七	二七
二三	二、五八六	五八一	一、六四四	四〇二	三九四	四、一三七	四三七	二七
二四	二、六〇五	五八一	一、六六三	四二一	四一三	四、一三七	四三七	二七
二五	二、六二四	五八一	一、六八二	四四〇	四三二	四、一三七	四三七	二七
二六	二、六四三	五八一	一、七〇一	四五九	四五一	四、一三七	四三七	二七
二七	二、六六二	五八一	一、七二〇	四七八	四七〇	四、一三七	四三七	二七
二八	二、六八一	五八一	一、七三九	四九七	四八九	四、一三七	四三七	二七
二九	二、七〇〇	五八一	一、七五八	五一六	五〇八	四、一三七	四三七	二七
三〇	二、七一九	五八一	一、七七七	五三五	五二七	四、一三七	四三七	二七
三一	二、七三八	五八一	一、七九六	五五四	五四六	四、一三七	四三七	二七

一二　三一
一九一五年

消費の順序並に限度に關する原則及び其の行はるゝ結果に就て（下）

增井幸雄

以上三節を重ねて消費の順序並に限度に關する原則を述べた。以下各種の場合を設け例を擧げて此の原則の適用せらるゝ有樣を示し且つ其の結果として表はるゝ重要なる現象を指摘して見やう。即ち場合を分つて次の三とする、同じ又は同じ強さの欲望をば種々の財の種々なる分量を以て滿足せしむる場合、同種同量の財を以て種々なる欲望を滿足せしむる場合、及び種々なる財の種々なる分量を以て種々なる欲望を滿足せしむる場合即ち是れ。先づ前者から始める。

四　同一の欲望又は同じ強さの種々の欲望を滿足せしむる場合

（A）同一の欲望を滿足せしむるに足るべき種々の財あり。而も之が消費に當つて何等の犧牲をも要せざる場合、例へば渴を覺ねたるがために水にてもサイダーにても或はビールにても其の何たるを問はず苟も渴を醫するに足るものならば採つて以て飮用せむことを欲し而も之に對して何等の犧牲をも拂ふことを要せざるが如き場合に於ては、是等のサイダー・ビール等の消費に關しては何等一定の順序を見出すことは出來ない、唯手當り次第に飮用するといふに過ぎない、何となれば此の場合に於ては何れの財にも撰擇の標準たり順序を定むるの標準たるべきを差違なるものが生じて來ないからである。

若し夫れ必ず水を眞先に飮むとか又はサイダーを眞先に撰ぶとか云ふ場合ありとせば、そは水又はサイダーが其の場合に最大の效用を有して居るといふ場合に外ならないのであつて、今此處に取扱つて居る場合には當て嵌まらない。

（B）之に反して若し消費に當つて犧牲を要するものとすれば犧牲の最も少いものから眞先に撰ばれる。例へば水ならば五錢、サイダーならば十錢、ビールならば二十錢を拂ふを要すとすれば、眞先に水を撰び、水が無いときにサイダーに向ふ、其のビールを採るといふのは水やサイダーの無い場合に於て始めて行はれるのである。猶一つの例を擧ぐれば汽車旅行に際して車中の退屈凌ぎに又は手持無沙汰なるが故に新聞でも雜誌でも講談本でも何でもよいから讀みたいといふが如き場合には二十錢の雜誌よりも十錢の講談本よりも先づ第一に二錢の新聞を讀む、新聞無き場合に於て始めて講談本を、講談